

告示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

埼玉県内水面漁場管理委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

埼玉県内水面漁場管理委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県内水面漁場管理委員会の公文書の開示等に関する規程（平成十三年内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県政情報センター所長」を「文書課長」に改める。

第二条中「県政情報センター」を「文書課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。